

平成 2 2 年度

監 査 報 告 書

(Ⅱ)

第 1 期財務定期監査結果報告

千葉市監査委員

22 監査報告第 8 号
平成 22 年 11 月 30 日

千葉市議会議長 茂手木 直 忠 様
千 葉 市 長 熊 谷 俊 人 様

千葉市監査委員 古 川 光 一
同 大 島 有紀子
同 近 藤 千鶴子
同 中 島 賢 治

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により監査を実施した
ので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

第 1 期財務定期監査結果報告

1 監査の対象

都市局、建設局

2 監査の範囲

平成 21 年度に執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理
ただし、必要がある場合は、上記以外の期間も範囲とした。

3 監査の期間

平成 22 年 8 月 2 日から同年 11 月 25 日まで

4 監査の方法

今回の監査は、合規性を主眼とし、経済性・効率性・有効性の視点にも留意して、次に掲げる主な着眼点により、歳入・歳出予算の執行状況調書、調定・徴収関係書、支出負担行為伺書その他関係証書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行った。

<主な着眼点>

(1) 収入事務

- ・ 調定額の算定は適切か。また、計算に誤りはないか。
- ・ 納入の通知は適正に行われているか。
- ・ 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。

(2) 支出事務

- ・ 支出負担行為の時期は適正か。また、漏れはないか。
- ・ 支出負担行為額の算出に誤りはないか。
- ・ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。
- ・ 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。

(3) 契約事務

- ・ 入札の諸手続は適正、かつ公正に行われているか。
- ・ 随意契約による場合、その理由は適正か。
- ・ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。
- ・ 検査の実施時期に遅れはないか。

(4) 財産管理事務

- ・ 財産の取得及び処分の手続は適正か。
- ・ 財産の貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。
- ・ 財産は効率的に運用されているか。遊休化しているものについて、活用方は講じられているか。
- ・ 物品は正しく分類整理されているか。

5 監査の結果

監査の対象とした局の事務事業は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(1) 収入事務

ア 公園施設の使用料及び占用料の徴収を適正に行うべきもの（都市局）

都市公園条例第17条によると、公園施設の使用料又は占用料は、公園の使用又は占用許可の際にその全額を徴収することとされている。

しかしながら、公園施設の使用料及び占用料については、公園の使用又は占用許可の際に料金の徴収を行っておらず、許可書の交付に併せて納入通知書兼領収書を交付するなど、後日に指定金融機関等で料金を納入させているものが見受けられた。

公園施設の使用料及び占用料の徴収については、条例に基づき適正に行われたい。

イ 動物公園入園料の減免に係る規定の整備を行うべきもの（都市局）

動物公園入園料の徴収については、（財）動物公園協会に収納事務の委託を行っているが、委託契約の実施要領において、入園料の減免対象者は動物公園入園料減免基準要綱によることとされている。

同要綱第2条によると、入園料を減免する者は、身体障害者手帳の交付を受けている者及びその者の介添人1名、本市に住所を有する60歳以上の者、校外学習のために利用する児童又は生徒等とされている。

しかしながら、入園料については、減免を実施しているが、同要綱において、無料入場や割引入場による規定が整備されておらず、減免する根拠が明確になっていなかった。

動物公園入園料の減免については、明確な規定の整備を図られたい。

ウ 指定自転車駐車場の利用承認及び整理費用の調定手続きを適正に行うべきもの（建設局）

自転車等の放置防止に関する条例施行規則第10条によると、指定自転車駐車場の定期利用をしようとする者は、指定自転車駐車場利用申請書により、市長に申請しなければならないとされ、その利用承認の専決者は、決裁規程別表第2において自転車対策課長とされている。

また、予算会計規則第25条によると、歳入徴収者は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入について施行令第154条第1項に規定するところによりこれを調査し、その内容が適正であると認めるときは、歳入予算の科目ごとに調定書により調定しなければならないとされている。

しかしながら、指定自転車駐車場の利用承認については、専決者による利用承認の決裁がなされていなかった。また、整理費用の調定については、各利用者の納入すべき金額や収納事務受託者から提出された手数料集計表の記載内容に誤りがないかどうか等の調査を行っていなかった。

指定自転車駐車場の利用承認については、規程に基づき適正な手続きにより行うとともに、整理費用の調定に際し納入すべき金額等の調査は規則に基づき適正に行われたい。

エ 指定自転車駐車場整理費用の免除手続きを適正に行うべきもの（建設局）

自転車等の放置防止に関する条例施行規則第14条第2項によると、指定自転車駐車場整理費用の免除を受けようとする者は、指定自転車駐車場整理費用免除申請書により、免除事由に該当する事実を証明する書類を添えて市長に申請しなければならないとされている。

また、決裁規程別表第1によると、減免基準の明確な歳入の減免に係る専決者は課長とされ、減免基準が明確でない歳入の減免に係る専決者は部長とされている。

しかしながら、指定自転車駐車場整理費用の免除については、指定自転車駐車場整理費用免除申請書に証明書類がほとんど添付されておらず、専決者による決裁も行っていなかった。

指定自転車駐車場整理費用の免除手続きは、規則等に基づき適正に行われたい。

オ 道路占用料の督促を適正に行うべきもの（建設局）

予算会計規則第37条第1項によると、調定した歳入について納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは、納期限後20日以内に督促状により督促しなければならないとされている。

しかしながら、花見川・稲毛土木事務所管理課では、道路占用料について納期限を過ぎても納入に至らないものに対し、督促状による督促をしていなかった。

道路占用料の督促については、規則に基づき適正に行われたい。

カ 行政財産目的外使用料の徴収を適正に行うべきもの（建設局）

行政財産目的外使用料条例第3条第1項及び第2項によると、行政財産目的外使用許可に係る使用料は前納が原則となっており、例外として、使用者が国、他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体である場合に後納させることができるかとされていたが、条例の一部改正（平成22年3月23日施行）により、市長が別に定める場合についても使用料を後納させることができる規定が加えられた。

これを受けて「行政財産使用料の後納の取扱いについて」（平成22年3月30日付け財政部長通知）により、市長が別に定める場合として、使用開始日が4月1日である場合や許可期間が年度をまたぐ場合の次年度以降分の使用料については使用開始日から起算して30日以内に納付させなければならないとされた。

しかしながら、平成21年度の自動販売機設置及び電柱・埋設管設置等に係る行政財産目的外使用料の徴収については、使用料を後納させることができない者に対し後納させていた。

また、平成22年度の徴収状況についても確認したところ、使用開始日が4月1日である場合又は許可期間が年度をまたぐ場合の次年度以降分に係る行政財産目的外使用料については、使用開始日から起算して30日を過ぎた納期限で納入の通知がなされているものが見受けられた。

行政財産目的外使用料の徴収については、条例等に基づき適正に行われたい。

キ 法定外水路の占用料の徴収を適正に行うべきもの（建設局）

法定外水路条例第15条第2項によると、法定外水路の占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、当該年度分を毎年度始めに徴収するとされている。

しかしながら、法定外水路の占用料は、調定・徴収表等を調査したところ、当該年度分の徴収時期が遅延していた。

法定外水路の占用料の徴収については、条例に基づき適正に行われたい。

（２）支出事務

ア 消耗品費の執行に係る経理処理を適正に行うべきもの（建設局）

地方自治法施行令第１４３条第１項第４号によると、物件購入費に係る歳出の会計年度所属区分は、相手方の行為（物品の納入）の完了後に支出するものについては、当該行為の履行があった日の属する年度とされている。

しかしながら、事務用消耗品の購入については、納入業者の保管する書類と支出関係書類を照合したところ、平成２２年度に納入されたにもかかわらず、平成２１年度に納入されたこととして消耗品費を支出した不適正な経理処理（翌年度納入）が認められた。

こうした不適正な経理処理については、二度と発生しないよう取組みを徹底されたい。

（３）契約事務

ア 契約締結に伴う契約保証金の納付の免除を適正に行うべきもの（都市局）

契約規則第２８条によると、契約事務担当職員は、契約を締結する者（以下、「相手方」という。）をして、当該契約締結のとき、契約金額の１００分の１０以上の金額の契約保証金を納めさせなければならないとされている。

また、同規則第２９条によると、契約保証金は、第１号から第６号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができるとされており、同条第３号においては、指名競争入札等の契約を締結するとき、相手方が過去２年の間に本市又は国、県若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合とされている。

しかしながら、草刈業務委託及び清掃業務委託に係る契約２件については、相手方が同条第３号の条件に合致することの確認を行わず、契約保証金の納付の免除を行っていた。

契約保証金の納付の免除については、規則に基づき適正に行われたい。

イ 契約事務を適正に行うべきもの（建設局）

（ア）消耗品費に係る契約事務について

契約規則第２２条によると、契約にあたってはあらかじめ予定価格を定めなければならない、その額は価格の総額とされている。

また、物品会計規則第１３条第１項及び第３項によると、物品の調達につい

ては調達主管課長が行わなければならない、物品管理者は、物品の調達をしようとするときは、執行伺に必要な書類を添えて調達主管課長に送付しなければならないとされているが、予定価格が10万円未満の物品については、「物品調達事務の取扱いについて」（昭和52年10月1日付け市長指定）により、所管課で調達できるとされている。

しかしながら、道路維持補修用消耗品の購入及び事務用消耗品の購入については、同日又は数日内に同一業者から複数回調達しているものが見受けられた。これらは、いずれの事例でも購入額を合算すると10万円以上になっていることから、予定価格が10万円未満となるよう意図的に発注を分割したと評価されるものである。

契約事務については、規則に基づき、総額により予定価格を定め、その額が10万円以上であるときは、執行伺等を調達主管課長に送付するなど適正に行われたい。

（イ）原材料費に係る契約事務について

契約規則第22条によると、契約にあたってはあらかじめ予定価格を定めなければならない、その額は価格の総額とされており、同規則第23条では、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。

また、「物品調達事務の取扱いについて」（昭和52年10月1日付け市長指定）によると、原材料については、支出負担行為金額にかかわらず所管課で調達できるとされている。

しかしながら、排水施設や道路の維持補修用原材料の千葉市安全対策型鉄蓋、グレーチング、土のう及び特殊常温合材の購入については、それぞれ1か月間に9回、10日間に8回、23日間に9回及び14日間に4回と各原材料について同一業者から随意契約により購入していた。

これらは、特定の規格製品であることなどの事情があったとはいえ、いずれの事例でも購入額を合算すると10万円以上になっていることから、予定価格が10万円未満となるよう意図的に発注を分割したと評価されるものであり、効率性・経済性の観点からも改善を図るべきものである。

契約事務については、規則に基づき適正に行うとともに、年間を通して購入頻度の高いものについては、競争性を確保のうえ、計画的な購入の実施や単価契約の締結など、より効率的・経済的な事務処理に努められたい。